

議案第七十七号

町有財産を出資の目的とすることについて

財団法人三朝町福祉事業団の設立にあたり、次の町有財産を出資の目的とすることについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。



昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

一 財産の表示

一 三朝町大字三朝字塚田九七三番地の一

宅地、二三四・二五平方メートル